

火葬及び分骨証明書の発行について

火葬及び分骨証明書とは、遺骨を2か所以上に分けて納骨したい場合、2か所目以降に納骨する際に必要な書類となります。

火葬及び分骨証明書発行までの流れ

- ① 燕・弥彦総合事務組合斎場から「火葬及び分骨証明申請書」を受け取ってください。ホームページにも掲載しております。
- ② 「火葬及び分骨証明申請書」に必要事項を記入してください。原則として火葬及び分骨証明の申請者は、火葬(斎場使用)許可証の申請者となります。
- ③ 火葬時に申請する場合は、本組合斎場到着後、職員へ火葬(斎場使用)許可証の提出と併せて、分骨したいことを連絡してください。斎場で火葬(斎場使用)許可証の下段に「火葬済」の証明をします。その際に合わせて、申請者ご本人に火葬及び分骨証明書を発行します。(なお、元日及び友引は、斎場がお休みのため火葬及び分骨証明書の発行ができません。)
- ④ 火葬後、申請する場合も、火葬及び分骨証明書の発行窓口は本組合斎場です。火葬(斎場使用)許可証をご持参のうえ、8時30分から17時00分の間に窓口へお越しください。

燕・弥彦総合事務組合斎場案内図

住所 燕市吉田吉栄 775 番地(燕・弥彦総合事務組合環境センターとなり)

電話番号 0256-92-2300

開場時間 8:30~17:00(元日及び友引は除く)

